

【資料 3】

空き家相談会及びセミナー開催業務委託企画提案競技 審査基準

1 目的

この基準は、「空き家相談会及びセミナー開催業務委託」について、企画提案競技の公募により提出された企画提案書の審査に関し必要な事項を定める。

2 審査方法

- (1) 企画提案書の内容を各審査委員が「①評価項目・配点」及び「評価基準」により評価を行い配点を付す。
- (2) (1) の審査委員ごとの配点を合計し、平均点を算出する。
- (3) 「③「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組への配点」による加点を行う。(最大 5 点)
- (4) (2) の平均点が 2.7 点 (6 割) を超える提案を候補者選定の目安とする。

① 評価項目及び配点

分 類	評価項目 (審査の視点)	配点
1 事業の実施体制	①業務を遂行する上で十分な実施体制と評価できるか。	5 点
2 実施スケジュール	②業務の実施スケジュールは仕様書を踏まえた妥当な内容となっているか。	5 点
3 提案内容	③業務委託の趣旨を十分理解しているか。	10 点
	④事業目的を達成する上で有効な手法か。	10 点
4 事業の実現性	⑤企画提案内容は、具体的で実現可能な内容となっているか。	5 点
5 事業経費の妥当性	⑥経費の積算に当たり、全ての業務について過不足なく項目出しと数量計上がされているか。	5 点
	⑦見積金額は予算の範囲内であり、かつ経済的で妥当な金額となっているか。	5 点
合 計		45 点

② 評点基準

評価点		評価基準
10	5	優れている
8	4	やや優れている
6	3	普通
4	2	やや劣っている
2	1	劣っている

③「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組への配点

評価項目	大区分	小区分		配点	
賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率※1	1.50%以上		1.5	最大 2.5
		2.00%以上		2.0	
		3.00%以上		2.5	
	パートナーシップ構築宣言の作成・公表			0.25	
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法※3	各 0.125	最大 0.25
			次世代法※3		
	えるぼしチャレンジ企業認定※2			0.5	最大 1.5
	法令に基づく認定	女活法※3	えるぼし	0.75	
			プラチナえるぼし	1.0	
		次世代法※3	くるみん	0.75	
			プラチナくるみん	1.0	
	若者雇用促進法※3	ユースエール	0.25		
	秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰		各 0.25	最大 0.5
		女性の活躍推進企業表彰			
		子ども・子育て支援知事表彰			
		男女共同参画社会づくり表彰			

注1 複数の小区分に該当する場合は、最も配点が高い区分により配点を行うものとする。

注2 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（各評価項目2.5点、合計5点）により配点を行うものとする。

注3 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、参加企業の配点の合計点を当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第1位を四捨五入）により配点を行う。

※1 複数の小区分に該当する場合は、最も配点が高い区分により配点を行うものとする。

※2 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※3 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）
若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）